

KC's NEWS

ケーシーズ

NO.106(2024.3.25)

発行所:KC's 事務局〒540-0024 大阪市中央区
南新町一丁目 2 番 4 号椿本ビル 5 階 502 号室
TEL:06-6920-2911 FAX:06-6945-0730
Email:info@kc-s.or.jp

より詳しくご覧になりたい方は
当団体ウェブサイトへ。→
<https://www.kc-s.or.jp/>



KC's 学習会「不安につけ込んだ消費者被害に遭わないために、広げないために～靈感商法等の事例を通じて学ぶ～」が開催されました。

今、宗教や靈感、占いといったスピリチュアルな世界や、結婚、就職や健康上の問題など、個人のさまざまな不安につけ込んだ詐欺的な消費者被害が広がっています。私たちの誰もが持っている「ちょっとした不安」が消費者被害の入り口にならないよう、靈感商法等の事例を通じて考える企画として、2月10日（土）にWeb学習会を開催しました。

講師には、2022年10月に報告書が出された「灵感商法等の悪質商法への対策検討会」の座長代理をされていた中央大学大学院法務研究科 宮下 修一教授と、現在熊本県における灵感商法の被害対策弁護団団長で、適格消費者団体消費者支援ネットくまもと理事・専門部会副部会長でもある、原 彰宏弁護士をお招きし、ご報告いただきました。

宮下教授からは、「灵感商法と高額寄付に関する新たな立法と今後の課題」と題し、検討会での議論や、消費者契約法の改正、不当寄附勧誘防止法の概要などについてお話しいただきました。

原弁護士からは、昨年末提訴された、灵感商法の集団訴訟と適格消費者団体として提起している差止請求訴訟について、被害の実態や問題点など報告いただきました。

その後、当団体の二之宮義人常任理事の進行でパネルディスカッションを行い、議論を深めました。被害に遭わないようにすること、また誰でも被害に遭う可能性があることから、制度的な仕組みや地域や人とのつながりなどさまざまな観点で対応が求められることを確認して終了しました。



宮下 修一 教授



原 彰宏 弁護士

USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた控訴審が行われました。

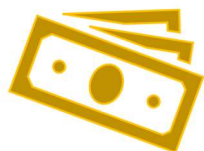
当団体は合同会社ユー・エス・ジェイの運営するユニバーサル・スタジオ・ジャパンの「WEB チケットストア利用規約」の契約条項には、消費者契約法に反し不当と思われる点があり、当該条項の修正・削除などを求めた差止請求訴訟の地裁判決を受け、大阪高等裁判所に控訴していましたが、控訴審の第1回期日（裁判）が1月16日（火）に行われました。期日では当団体西島秀向理事長が意見陳述を行いました。第2回期日は2月14日（水）に、そして第3回期日は3月18日（月）に行われました。



株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、中止イベントのチケット代金の返金を求めた期日、さらに消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書（差止請求訴訟を提起する事前告知）が執行されました。

当団体は、株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、同社が一方的に中止したイベントについて債務不履行に基づくチケット代金の返金を求める被害回復訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第7回期日が1月26日（金）に、第8回期日が3月7日（木）に行われました。

さらに「特定適格消費者団体」として被害回復訴訟に取り組む一方、違法な規約類の差止請求を行う団体訴権を持つ「適格消費者団体」としての観点から、同社の運用する「チケット規約」の契約条項には、消費者契約法上の問題があると判断し、その差止請求訴訟の事前告知として規定されている、消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書を2024年2月27日（火）付けで送付しました。



事前請求書の到着後、1週間が経過すると適格消費者団体は訴訟を提起することができます。訴訟提起する予定の裁判所は大阪地方裁判所です。

株式会社ジェイコムウエストに対し、「お問合せ」を送付しました。それに対する「回答書」を受領しました。

当団体は株式会社ジェイコムウエストの間で、2008年11月からと2017年8月からの二度にわたって同社の勧誘の問題点について要請を行ってきました。その都度、同社は改善を表明してきましたが、点検と称して販売・勧誘目的を示さずに消費者宅を訪問し勧誘を行っている、契約内容を十分に把握できない高齢者に対し不必要なサービスの勧誘を行っているなど、勧誘行為について問題があるとの複数の情報提供が当団体に寄せられました。そのことを受け、当団体は同社に対し、以下の点を問う「お問合せ」



を1月29日（月）に送付しました。それに対して同社より、2月26日（月）付けて「回答書」を受領しました。

株式会社ラドルチェに対する共通義務確認訴訟第2回期日が開かれました。

脱毛サービスを提供していたエステティックサロンを運営する株式会社ラドルチェに対する、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の第2回期日が、2月20日（火）10時より大阪地方裁判所で行われました。

次回期日は来年4月18日（木）15時より行われます。



コンサート運営会社三社が該当者に対し返金に応じたことを受け、三社に対するお問合せ活動を終了しました。

コンサート「L' Arc~en~Ciel 30th L' Anniversary Live」（2022年5月21日及び22日に東京ドームで実施）について、消費者庁はチケットを販売した三社（株式会社オン・ザ・ライン、株式会社ボードウォーク、マーヴェリック・ディー・シー株式会社。以下単に「三社」といいます。）に対し、広告と実際のチケットの座席位置等が異なることを理由に措置命令を行い、三社は命令を受け入れました。当団体は、消費者が誤認して購入したことによる損害を回復すべき、という観点から、2023年5月29日付けて三社に対し「お問合せ」を送付しました。

三社からは同年6月27、28日に消費者庁との間で返金の内容及び方法等について協議を行っていることを理由に回答を差し控える旨の回答があり、それに対して当団体は8月31日に、その後の消費者庁との協議の進捗等を尋ねる「ご連絡」を送付しました。しかしそれに対して9月28、29日に到着した回答書は協議は継続中でありお答えを差し控えるとのことでした。



その後10月10日に、三社より10月1日から該当者に対し損害相当額の返金を開始した旨の回答を受領しました。当団体は上記回答を受けて、5月29日付に送付した「お問合せ」の質問事項のうち確認できていない事項その他を問う「再お問合せ」を11月29日に三社に送付し、12月27日に三社から回答を受領しましたが、その回答は当団体の質問すべてに答えたものではありませんでした。

以上の経過を踏まえ、当団体は、未回答事項があることは遺憾であるものの、該当者の経済的被害が回復されたことを受け、特定適格消費者団体としてのお問合せ活動を終了することとし、2024年2月27日（火）に三社へ「ご連絡（終了通知）」を送付しました。